

京丹後市
新型コロナウイルス感染症
支援策パンフレット
第7版

＜令和2年10月1日発行＞

【支援相談窓口フリーダイヤル】

0120-099-552

【新型コロナウイルス関連特設サイト】

https://www.city.kyotango.lg.jp/covid_19/index.html



生活経済緊急支援室

京丹後市峰山町杉谷691番地
(峰山総合福祉センター東館内)

目次

支援策活用例

P.2

個人を対象とした支援

P.10

暮らしと仕事	1	市内公共施設の無料開放	P.10
	2	市内公共施設の使用料の還付	P.10
	3	ひとり親世帯臨時特別給付金	P.11
	4	くらしの資金貸付制度	P.12
	5	離職者等住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	P.12
	6	生活福祉資金貸付制度	P.13
	7	生活保護制度	P.13
	8	介護保険料の減免	P.14
	9	介護保険料の徴収の猶予	P.15
	10	介護サービス利用者負担額の減免	P.16
	11	市営住宅家賃の減免、徴収猶予	P.17
	12	こんにちは赤ちゃん特別給付金	P.18
子育て・教育	13	小中学校の就学援助制度	P.19
	14	京丹後市貸付奨学金の返還猶予	P.20
	15	京丹後市給付奨学金の給付	P.20
	16	国の高等教育修学支援制度（授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給）	P.21
	17	国の貸与型奨学金（緊急採用無利子・応急採用有利子）	P.21
税金	18	国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症の影響）	P.22
国保・年金	19	国民年金保険料の免除、納付猶予申請	P.23
	20	国民年金保険料の学生納付特例	P.24
	21	国民健康保険傷病手当金支給制度	P.25
	22	後期高齢者医療保険料減免制度（新型コロナウイルス感染症の影響）	P.26
	23	後期高齢者医療傷病手当金支給制度	P.27
相談	24	くらしとしごとの総合相談支援窓口（個人向け）	P.28

個人および事業者を対象とした支援

P.29

暮らしと仕事	25	京丹後ふるさと旅行券キャンペーン～冬旅～	P.29
	26	京都府文化活動継続支援補助金（第2期分）	P.30
税金	27	市税等の徴収の猶予の「特例制度」、換価の猶予	P.31
上下水道	28	上下水道料等の支払猶予	P.31

目次

事業者を対象とした支援

P.32

補助金・給付金

29	京丹後市新型コロナウイルス対策内需拡大促進事業補助金	P.32
30	京丹後市休業要請対象事業者支援給付金（拡充）	P.33
31	京丹後市休業要請協力事業者固定資産税免除補助金	P.33
32	持続化給付金	P.34
33	京丹後市事業継続支援特別給付金	P.34
34	家賃支援給付金	P.35
35	京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金	P.36
36	中小企業者等事業再出発支援補助金	P.37
37	新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金①	P.37

雇用・従業員

38	雇用調整助成金（特例措置）、緊急雇用安定助成金	P.38
39	京丹後市中小企業緊急雇用助成金	P.39
40	雇用調整助成金教育訓練実施支援	P.39
41	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	P.40
42	小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け）	P.41
43	小学校の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする場合）	P.41

資金繰・融資

44	京丹後市新型コロナウイルス対策事業継続支援資金貸付制度	P.42
45	京丹後市信用保証料補助制度の拡充	P.42
46	京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給	P.43
47	新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証）	P.43
48	災害対策緊急資金（セーフティネット4号保証）	P.44
49	新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット5号保証）	P.44
50	あんしん借換資金（危機関連枠）	P.45
51	信用保証付き融資における保証料・利子減免	P.45
52	新型コロナウイルス感染症特別貸付	P.46
53	新型コロナウイルス対策マル経融資	P.46
54	危機対応融資	P.47
55	特別利子補給制度（実質無利子）	P.47

設備・販路

56	多様な働き方推進事業費補助金	P.48
57	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	P.48
58	小規模事業者持続化補助金	P.49
59	IT導入補助金	P.49

相談

60	経営相談WEB窓口の設置	P.50
----	--------------	------

農林漁業者

61	経営継続補助金	P.51
62	府内産農産物継続生産支援事業	P.52
63	高収益作物次期作支援交付金	P.52
64	農林業者セーフティネット資金	P.53
65	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	P.53
66	経営体育成強化資金	P.54
67	農業近代化資金	P.54
68	漁業近代化資金	P.55
	（その他）農林漁業者が活用できるその他支援策	P.57

感染症対策

P.58

支援策活用例①

【飲食店経営 Aさんの場合・・・】

コロナで
収入が激減

新しくテイク
アウトも始めたい



【職業】
飲食店経営
従業員2人

【家族構成】
本人
夫
子（中学生）
子（小学生）

売上減少

去年より売上が減少した
半減している月もある...

売上が前年同月比50%以上
減少した場合に給付します

持続化給付金

支援番号

3 2

(34ページ)

家賃

店舗の家賃が厳しい...

事業者の地代・家賃の負担を
軽減するため給付します

家賃支援給付金

支援番号

3 4

(35ページ)

従業員

従業員に休んでもらったが
休業手当の支払いが厳しい...

労働者を休業させた場合、
休業手当や賃金を助成します

**雇用調整助成金（特例措置）
緊急雇用安定助成金**

支援番号

3 8

(39ページ)

新 サービス

知り合いの飲食店と共同でテイク
アウトのホームページ作りたい...

感染防止の緊急対応や売上
回復の取組を補助します

**新型コロナウイルス対策
内需拡大等促進事業補助金**

支援番号

2 9

(32ページ)

就学支援

子供の修学旅行費が
払えそうにない...

収入減少世帯に学用品、修学旅行、
給食費等を援助します。

小中学校の就学援助制度

支援番号

1 3

(19ページ)

税金

固定資産税の納付が
大きな負担...

市税等の徴収を1年以内猶予します。

**市税等の徴収猶予の
「特例制度」**

支援番号

2 7

(31ページ)

支援策活用例②

【無職 Bさんの場合・・・】

会社の業績が悪
化し解雇された

当面の生活を
維持しないと

仕事を探さ
ないと



【職業】
無職（元会社員）

【家族構成】
本人
母（要介護）
妻
子（大学生）
子（高校生）

生活維持

当面の生活が不安...

低所得世帯以外にも対象を拡大し
緊急的な特例貸付を行います

生活福祉資金貸付制度

支援番号

6

(13ページ)

介護保険

母親の介護保険料の
納付が困難...

介護保険料を減免します

介護保険料の減免

支援番号

8

(14ページ)

介護 サービス

母親の介護サービス
利用料の負担が困難...

介護サービス利用料を減免します

**介護サービス
利用者負担額の減免**

支援番号

10

(16ページ)

就学支援

息子の学費が
払えそうにない...

生計維持者の所得状況に著しい変動が
生じた場合等に就学支援を行います

国・京丹後市の奨学金制度

支援番号

15,16,17

(20-21ページ)

国保税

国民健康保険税の納付が困難...

新型コロナの影響を受けた場合に
国保税を減免します

国民健康保険税の減免

支援番号

18

(22ページ)

国民年金

所得が国民年金保険料免除
基準相当まで下がった...

臨時特例措置として簡単な手続きにより
国民年金保険料を免除します

国民年金保険料の免除、猶予

支援番号

19

(23ページ)

支援策活用例③

【織物業経営 Cさんの場合・・・】

取引先からの
仕事が激減した

家族経営のため
影響が大きく苦しい



【職業】
織物業（家族経営）

【家族構成】
本人(事業主)
母（家族従業員）
妻
子（大学生）

売上減少

去年より売上が減少した
半減している月もある...

売上が前年同月比50%以上
減少した場合に給付します

持続化給付金

支援番号

3 2

(34ページ)

資金繰り

持続化給付金を申し込んだが
振込までの資金繰りが厳しい...

持続化給付金・雇用調整助成金の
交付申請額の範囲で貸付ます

**京丹後市新型コロナウイルス対策
事業継続支援資金貸付制度**

支援番号

4 4

(43ページ)

信用 保証料

運転資金を借りたい...

信用保証料を補助します

**京丹後市信用保証料
補助制度の拡充**

支援番号

4 5

(43ページ)

利子補給

運転資金を借りたい...

新規融資の借入利率の
0.46%を補給します

**京丹後市新型コロナウイルス
感染症対策利子補給**

支援番号

4 6

(44ページ)

緊急資金

運転資金を借りたい...

運転資金および設備資金
に対する制度融資

**新型コロナウイルス
対応緊急資金**

支援番号

4 7

(44ページ)

設備投資

コロナ禍を機会に経営を見直し
業務効率化を図りたい...

販路開拓や業務効率化の
取り組みを補助します

小規模事業者持続化補助金

支援番号

5 8

(49ページ)

支援策活用例④

【民宿経営 Dさんの場合・・・】

GW期間中に
営業を自粛し
売上が減った

感染対策も徹底し
て、営業を再開し
て盛り返したい



【職業】
民宿経営

【家族構成】
本人
夫
父子（高校生）
子（中学生）

感染症 対策

お客さんに安心して来店
いただくため、店内に
間仕切りを設置したい...

感染防止の緊急対応や売上
回復の取組を補助します

**新型コロナウイルス対策
内需拡大等促進事業補助金**

支援番号

29

(32ページ)

家賃

売上減少し土地代が厳しい...

事業者の地代・家賃の負担を
軽減するため給付します

家賃支援給付金

支援番号

34

(35ページ)

売上減少

自粛中の5月の売上が
昨年の半分しかなかった...

売上が前年同月比50%以上
減少した場合に給付します

持続化給付金

支援番号

32

(34ページ)

資金繰り

持続化給付金を申し込んだが
まだ振込まれない...

持続化給付金・雇用調整助成金の
交付申請額の範囲で貸付ます

**京丹後市新型コロナウイルス対策
事業継続支援資金貸付制度**

支援番号

44

(43ページ)

旅行 キャンペーン

キャンペーンに参加して
お客さんを呼び込みたい

市内お宿で使える5,000円の旅行券が
2,500円で購入でき、特典もつきます

**京丹後ふるさと旅行
キャンペーン～冬旅～**

支援番号

26

(30ページ)

支援策活用例⑤

【農業経営 Eさんの場合・・・】

直接取引をしている
都内のレストランが
閉店した

新しい販路を見
つけ経営を安定
させないと



【職業】
農業（個人）

【家族構成】
本人
妻（家族従業員）
子（大学生）
子（高校生）

売上減少

取引先レストランの閉店
により大幅な減収となった...

売上が前年同月比50%以上
減少した場合に給付します

持続化給付金

支援番号

3 2

(34ページ)

需要拡大

高収益化を目指して
農産物の加工に挑戦したい...

感染防止の緊急対応や売上
回復の取組を補助します

**新型コロナウイルス対策
内需拡大等促進事業補助金**

支援番号

2 9

(32ページ)

次期作

春作収穫後に廃棄となった。
次期作こそは挽回したい...

高収益作物の次期作に向けた
取り組みを支援します

高収益作物次期作支援交付金

支援番号

6 3

(52ページ)

売上減少

作業場での感染を防ぐため
作業の機械化をしたい...

経営継続に向けた
取り組みを補助します

経営継続補助金

支援番号

6 1

(51ページ)

資金繰り

種苗代の支払があり
一時的に資金が必要...

新型コロナによる一時的な影響に対し
緊急的に資金を融資します

農林漁業セーフティネット資金

支援番号

6 4

(53ページ)

経営改善

規模拡大のため機械を
更新したい...

認定農業者に対して経営改善資金を
長期低金利で融資します

**農業経営基盤強化資金
(スーパーL資金)**

支援番号

6 5

(53ページ)

支援策活用例⑥

【会社員 Fさんの場合・・・】

シングルマザーで
半年後に第2子を出産予定

勤務先に産休
制度はあるけどこの先不安

収入が
減った



【職業】
会社員（サービス業）

【家族構成】
本人
子（小学生）
子（半年後出産予定）

ひとり親 支援

ひとり親世帯への
給付金は何かないか...

ひとり親世帯へ一律給付します
ひとり親世帯臨時特別給付金

支援番号
3
(11ページ)

出産

半年後に出産を控えている

令和2年4月28日以降に生まれた赤ちゃん
1人につき10万円を給付します
こんにちは赤ちゃん特別給付金

支援番号
1 2
(18ページ)

市営住宅

収入が減った。市営住宅の
家賃が何とかならないか...

収入減少した市営住宅入居者の
家賃を減免、猶予します
市営住宅家賃の減免、徴収猶予

支援番号
1 1
(17ページ)

就学支援

子供の給食費が厳しい...

収入減少世帯に学用品、修学旅行、
給食費等を援助します
小中学校の就学援助制度

支援番号
1 3
(19ページ)

水道料金

水道料金の支払いが厳しい...

収入減少し一時的に水道料金の支払いが
困難な方に支払いを猶予します
上下水道料金等の猶予

支援番号
2 8
(31ページ)

旅行 キャンペーン

コロナで気が滅入っている。
外食をして気分転換したい...

市内お宿で使える5,000円の旅行券が
2,500円で購入でき、特典もつきます
**京丹後ふるさと旅行
キャンペーン～冬旅～**

支援番号
2 6
(30ページ)

市民の皆さんと地域の元気・活力・健康増進に向け施設を無料開放		【市】
支援番号 1	市内公共施設の無料開放	
対象	京丹後市民、市内在勤及び在学者	
手続き	各施設でお申し込みの際に受け付けます。	
対象期間	令和2年8月1日～令和4年3月31日	
その他	【対象施設】 スポーツ施設・・・59施設 貸館施設・・・・・・22施設 【利用時間】 原則4時間までの使用料を免除とし、4時間を超える部分の使用料については、2分の1を減額します。 【附属設備等の使用料】 附属設備（備品など）や冷暖房料、営利目的の利用は減免の対象になりません。 ただし、グラウンド及びテニスコート等の照明使用料は減免とします。	
問い合わせ	財産活用課【☎0772-69-0080】	

公共施設の使用を申し込んだが、コロナのためキャンセルした		【市】
支援番号 2	市内公共施設の使用料の還付	
対象	新型コロナの拡大予防のため、自主的に施設使用中止の申し出を事前にされた方	
必要なもの	使用料を還付するための振込口座（原則、口座振込で還付）	
手続き	事前にその旨を使用申し込みされた施設までお電話ください。 （還付のための書類が必要な場合があります）	
申請期間	新型コロナが終息したと判断されるまでの期間	
その他	・還付までに一定の時間を要する場合があります。 ・指定管理施設の使用料の還付については、各指定管理者へお問い合わせください。	
問い合わせ	財産活用課【☎0772-69-0080】	

ひとり親世帯へ一律給付		【厚生労働省】
支援番号 3	ひとり親世帯臨時特別給付金 【基本給付】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 【追加給付】 1世帯5万円	
対象	【基本給付】 ①～③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止された方 ③新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【追加給付】 ④上記①または②に該当する方のうち、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方	
必要なもの	上記②、③に該当する方 ・基本給付申請書 ・本人確認書類の写し ・受取口座を確認できる書類の写し ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍謄本又は抄本） ※既認定者は不要 ・収入（所得）額の申立書・収入額のわかる書類（給与明細書、年金振込通知書等） ※既認定者は不要 ・印鑑 上記④に該当する方 ・追加給付申請書 ・印鑑	
手続き	上記①該当者の基本給付：申請不要 それ以外の方：申請書をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。	
申請期間	令和2年8月3日～令和3年2月26日	
その他	【支給予定日】 上記①該当者の基本給付：令和2年8月7日 それ以外の方：原則申請月の翌月	
問い合わせ	生活福祉課 【☎0772-69-0310】	

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

一時的な生活資金に困っている		【市】
支援番号 4	くらしの資金貸付制度 「くらしの資金」を貸し付けます。 【限度額】1世帯20万円以内 【償還期間】貸付日から2年もしくは3年8カ月以内（据置期間4カ月以内） 【償還方法】分割または一括償還 【保証人】10万円以内の申込の場合は不要。ただし、10万円を超える場合は、連帯保証人1人が必要 【その他】無担保・無利子	
対象	失業や疾病などにより一時的に生活の不安定な低所得世帯または債務整理による生活再建に際し一時的に生活が困窮している世帯	
必要なもの	申込書、同意書、印鑑	
手続き	まず、電話・ファックス・電子メールにてご相談ください。 （現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小していますので、ご協力をお願いします）	
申請期間	随時	
その他	申請に必要な確認書類の写しは、自宅、コンビニ等のコピーサービス事業所等で用意していただくことを基本としていますが、市役所各市民局・各地域公民館でも対応します	
問い合わせ	寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課） 【☎0120-125-294】 【ファックス：0772-62-5020】 【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】	

収入減少などによって住居を失うかもしれない		【市】
支援番号 5	離職者等住居確保給付金 （生活困窮者自立支援制度） 就職にむけた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃の一部または全部を住人に代わり京丹後市から家主へ支払います	
対象	離職・廃業・収入減少により住居を失うおそれのある方または失った方	
必要なもの	申請者によって違いがあるため、ご相談時にお伝えします。	
手続き	まず、電話・ファックス・電子メールにてご相談ください。 （現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小していますので、ご協力をお願いします。）	
申請期間	随時	
その他	所得を含めた条件等があります。詳しくはお問い合わせください。	
問い合わせ	寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課） 【☎0120-125-294】 【ファックス：0772-62-5020】 【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】	

生活福祉資金の貸付対象を拡大		【府社会福祉協議会】 【市社会福祉協議会】
支援番号 6	生活福祉資金貸付制度 生活福祉資金の貸し付けの対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を実施します (1) 緊急小口資金 【貸付条件】無利子、保証人不要 【貸付額】10万円以内 ※事業所等の休業等の特例20万円以内 【償還期限】2年以内（据置期間1年以内） (2) 総合支援資金 【貸付条件】無利子、保証人不要 【貸付額】2人以上世帯：月20万円以内、単身世帯：月15万円以内 【貸付期間】原則3カ月 【償還期限】10年以内（据置期間1年以内）	
対象	休業や失業等により生活資金でお悩みの市民	
必要なもの	・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等） ・資金の振込先口座の通帳、印鑑（銀行印） ・住民票（世帯全員が記載された発行後1カ月以内のもの）	
手続き	まず、電話にてご相談ください。 （現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小していますので、ご協力をお願いします。）	
申請期間	随時	
問い合わせ	京丹後市社会福祉協議会 峰山支所 【☎0772-62-4128】	

生活保護法に基づく扶助費を支給		【市】
支援番号 7	生活保護制度 生活保護法に基づき、該当する扶助費（生活扶助費、住宅扶助費等）を支給します	
対象	新型コロナ等により、収入が減少し、生活ができない方	
必要なもの	印鑑	
手続き	福祉事務所への来所または家庭訪問により申請をお受けします。	
その他	申請後30日以内に生活保護制度に該当するかどうか審査により決定します。	
問い合わせ	生活福祉課 【☎0772-69-0310】	

介護保険料の納付が困難		【市】						
支援番号 8	介護保険料の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響) 新型コロナの影響により、介護保険料を納付することが困難であると認められる方の介護保険料を減免します。							
対象	次のいずれかに該当する世帯の第1号被保険者 ① 新型コロナにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の第1号被保険者 ② 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯の第1号被保険者 (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ※事業収入等の減少が10分の3以上見込まれる場合であっても、当該事業収入の前年の所得が0円以下の場合は減免の対象となりません。 (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ③ 感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した世帯の第1号被保険者 ※①は全額免除 ②は算定式に基づく減免額 ③は算定式に基づく対象保険料額を全額免除 【算定式】 保険料減免額＝対象保険料額（A×B／C）×減免割合（D） 「A」 当該第1号被保険者の保険料額 「B」 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 「C」 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 「D」 次の前年の合計所得金額の区分による減免割合 <table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>減免の割合（D）</td></tr><tr><td>200万円以下であるとき</td><td>全部</td></tr><tr><td>200万円を超えるとき</td><td>10分の8</td></tr></table>		前年の合計所得金額	減免の割合（D）	200万円以下であるとき	全部	200万円を超えるとき	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合（D）							
200万円以下であるとき	全部							
200万円を超えるとき	10分の8							
必要なもの	・ 介護保険料減免の申請書 ・ 収支明細書（減免を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込） ・ その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届等）							
手続き	申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください（郵送可）。内容を確認し、減免の許可・不許可や減免する金額を審査します。							
申請期間	令和3年3月31日まで ※この制度以外の減免制度は、原則として納期限前7日までです。							
その他	【対象となる期間】 納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日まで							
問い合わせ	長寿福祉課【☎0772-69-0330】							

介護保険料の徴収を猶予		【市】
支援番号 9	介護保険料の徴収の猶予 新型コロナの影響により、第1号被保険者（65歳以上の方）が介護保険料を納付することが困難であると認められる方の介護保険料の徴収を猶予します。	
対象	次のいずれかに該当する世帯の第1号被保険者 ① 新型コロナの患者が発生した事業所で消毒作業が行われたため、備品（電化製品など）が壊れて使用できなくなった、または棚卸資産を廃棄したとき ② 第1号被保険者または世帯の生計維持者が新型コロナに罹患したとき ③ 新型コロナの影響により予約キャンセルが相次いだため、事業を廃止または休止したとき ④ 新型コロナの影響により予約キャンセルが相次いだため、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じたとき ⑤ 上記のほか、一時的に介護保険料の支払いが困難な第1号被保険者	
必要なもの	・徴収の猶予の申請書 ・収支明細書（猶予を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込） ・その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届、診断書、医療費の領収書等）	
手続き	申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください。※郵送可	
申請期間	原則として納期限前7日まで	
その他	【猶予期間】 申請月から6カ月以内	
問い合わせ	長寿福祉課 【☎0772-69-0330】	

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

介護サービス利用料の負担が困難		【市】												
支援番号 10	介護サービス利用者負担額の減免 新型コロナの影響により、介護サービス利用料を負担することが困難であると認められる場合には、介護サービス利用料を減免します。													
対象	次のいずれかに該当する世帯の介護保険サービス利用者 ① 新型コロナにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の介護保険サービス利用者... 全額免除 ② 新型コロナの影響により、事業等を廃止し、または失業した世帯の介護保険サービス利用者... 全額免除 ③ 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯の介護保険サービス利用者 (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること													
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">減免の割合</th></tr><tr><th>利用者負担額 1割</th><th>利用者負担額 2割</th><th>利用者負担額 3割</th></tr><tr><td>③に該当</td><td>7/10</td><td>5/10</td><td>5/10</td></tr></table>			区分	減免の割合			利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割	③に該当	7/10	5/10	5/10
	区分	減免の割合												
		利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割										
③に該当	7/10	5/10	5/10											
【減免の対象サービス等】 (1) 居宅介護サービスまたは介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む） (2) 地域密着型介護サービスまたは地域密着型介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む） (3) 施設介護サービス (4) 居宅介護福祉用具購入費または介護予防福祉用具購入費 (5) 居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費														
必要なもの	① 利用者負担減額の申請書 ② 収支明細書（減免を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込） ③ その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届、診断書、医療費の領収書等）													
手続き	申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください。※郵送可													
申請期間	随時													
その他	【減免期間】 令和2年2月1日～令和3年3月末													
問い合わせ	長寿福祉課 【☎0772-69-0330】													

収入減少した市営住宅入居者の家賃を減免・猶予		【市】
支援番号 11	市営住宅家賃の減免、徴収猶予 市営住宅家賃の減免または徴収猶予になる場合があります 【家賃の減免】 減免期間：申請月から3カ月以内（再申請可とし、最長12カ月） 減免要件・減免額：入居者の収入分位（収入の状況）等に応じた減免を行います 【家賃の徴収猶予】 猶予期間：申請月から3カ月以内 猶予となる要件：世帯収入のおおむね30%以上の減少が3カ月以内と見込まれる場合に徴収を猶予します	
対象	市営住宅の入居者で、新型コロナの影響により、収入が一定以下に減少した方	
必要なもの	・減免の場合は「市営住宅家賃減免申請書」 ・徴収猶予の場合は「市営住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書」 ・所得の減少状況がわかる書類	
手続き	まずは、お電話にてお問い合わせください。	
申請期間	随時	
その他	家賃の徴収猶予と減免の併用はできません。3カ月以上の家賃の滞納がある場合は徴収猶予または減免を受けることができません。	
問い合わせ	都市計画・建築住宅課【☎0772-69-0530】	

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

4月28日以降に生まれた赤ちゃん1人につき10万円を給付		【市】
支援番号 12	こんにちは赤ちゃん特別給付金 4月28日以降に産まれて京丹後市民になった赤ちゃん1人につき10万円を支給します	
対象	【支給対象者】 令和2年4月28日～令和3年3月31日に出生し（出産予定日含む）、京丹後市の住民基本台帳に出生として登録された新生児 【申請・受給者】 京丹後市の住民基本台帳に記録されており、支給対象の新生児を出産する（した）方	
必要なもの	・妊娠届出書など出産予定日が確認できるもの（手続きの時期により不要な場合があります） ・振込先口座の通帳の写し	
手続き	「こんにちは赤ちゃん特別給付金支給申請書兼請求書」を市へ提出してください。	
申請期間	①新たに母子健康手帳等の交付を受けた方 …母子健康手帳等の交付から30日以内 ②出産予定日が令和3年4月1日以降であったが、令和3年3月31日までに出生された方 …出生日から30日以内	
問い合わせ	健康推進課【☎0772-69-0350】	

収入が減少し学用品費などの支払が厳しい		【市】																		
支援番号 13	小中学校の就学援助制度 新型コロナの影響等により、収入が減少した世帯に対し、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行います																			
対象	同一生計の世帯員の年間合計所得額が認定所得基準額以下の世帯である方 【認定所得基準額の例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員</th><th>所得基準額</th><th>ひとり親加算の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人（30歳・9歳）</td><td>1,739,966円</td><td>有 （240,000円）</td></tr> <tr> <td>3人（37歳・14歳・9歳）</td><td>2,315,762円</td><td>有 （240,000円）</td></tr> <tr> <td>3人（33歳・31歳・9歳）</td><td>2,053,922円</td><td>無</td></tr> <tr> <td>4人（39歳・37歳・14歳・9歳）</td><td>2,588,443円</td><td>無</td></tr> <tr> <td>5人（39歳・37歳・14歳・9歳・4歳）</td><td>2,913,651円</td><td>無</td></tr> </tbody> </table> の所得、令和2年8月以降の申請者は令和2年度（令和元年中）の所得で審査します。 所得基準以外で、以下のいずれかに該当する方も受給対象となります。 - 申請時に生活保護を受けている方 - 前年度または当年度において次のいずれかに該当する方 - 生活保護を停止または廃止された方 - 市民税が非課税の方（障害者、未成年者、寡婦または寡夫による非課税の場合） - 市民税が減免された方・個人事業税が減免された方 - 固定資産税が減免された方 - 国民年金掛金が減免された方（全額免除の場合） - 国民健康保険税（料）の減免または徴収猶予された方 - 児童扶養手当の支給を受けている方（全額受給の場合） - 生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けた方		世帯員	所得基準額	ひとり親加算の有無	2人（30歳・9歳）	1,739,966円	有 （240,000円）	3人（37歳・14歳・9歳）	2,315,762円	有 （240,000円）	3人（33歳・31歳・9歳）	2,053,922円	無	4人（39歳・37歳・14歳・9歳）	2,588,443円	無	5人（39歳・37歳・14歳・9歳・4歳）	2,913,651円	無
世帯員	所得基準額	ひとり親加算の有無																		
2人（30歳・9歳）	1,739,966円	有 （240,000円）																		
3人（37歳・14歳・9歳）	2,315,762円	有 （240,000円）																		
3人（33歳・31歳・9歳）	2,053,922円	無																		
4人（39歳・37歳・14歳・9歳）	2,588,443円	無																		
5人（39歳・37歳・14歳・9歳・4歳）	2,913,651円	無																		
必要なもの	申請書、直近2カ月以上の収入が減少したことがわかるもの ※申請書の他に必要書類の提出を求めることがあります。																			
手続き	児童生徒が在学している学校または学校教育課に申し出て、学校または学校教育課に申請書を提出してください。																			
申請期間	随時																			
問い合わせ	学校教育課【☎0772-69-0620】																			

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

市の奨学金の返還が厳しい		【市】
支援番号 14	京丹後市貸付奨学金の返還猶予 新型コロナの影響等により、市貸付奨学金の返還が困難であると認められる場合、返還の猶予を行います	
対象	京丹後市奨学生として貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）の貸し付けを受け、現に返還をはじめている方	
必要なもの	①貸付奨学金返還猶予申請書 ②収入減少の理由を証明するもの(離職証明書、雇用保険受給者証の写し、給与明細書の写し、減少前の収入等を証明するもの、休業等証明書の写し、診断書等)	
手続き	申請書と返還の猶予事由を証する書類を添えて教育総務課に提出してください。※郵送可	
申請期間	猶予を受けようとする納期の納期限 ※既に納期限が過ぎた納期分の納付が困難な場合は、別途ご相談ください。	
問い合わせ	教育総務課【☎0772-69-0610】	

大学・専門学校生への給付型奨学金		【市】
支援番号 15	京丹後市給付奨学金の給付 新型コロナの影響等により、生計維持者（父母等）の所得状況に著しい変動が生じた場合、希望する対象者に給付型奨学金を給付します	
対象	京丹後市に生計維持者（父母等）が居住し、現に大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程および一般課程）、高等専門学校（第4学年または第5学年）に在学している方 市民税非課税世帯 12,000円/月額 市民税所得割非課税世帯 10,000円/月額 ※所得割の減少を加味し、個別に算出した市民税額を判定基準額として使用します。 ※他の給付型奨学金制度との併用はできません。	
必要なもの	① 奨学金給付申請書 ② 世帯状況申告書 ③ 奨学金（給付型）不支給証明書（在学で証明を受けたもの） ④ 申請者本人の在学証明書原本（コピー不可、学年が記載されたもの） ⑤ 市民税所得割額算出に必要な書類 ア 生計維持者が給与所得者の場合 ・令和2年1月から直近までの給与明細書の写し ・給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額通知書 イ 生計維持者が自営業者の場合 ・売上帳の写し、または令和2年1月から直近までの収入が分かるもの ・前年の確定申告の写し（税務署受付印のあるもの） ⑥ 市民税課税状況調査に係る同意書	
手続き	必要書類をそろえ、教育委員会事務局に提出してください。 申請書は、教育委員会事務局窓口にてお渡しするほか、市ホームページ（ http://www.city.kyotango.lg.jp/ ）からもダウンロードできます。	
申請期間	随時	
問い合わせ	教育総務課【☎0772-69-0610】	

家計が急変し、学費の支払いが厳しい		【文部科学省】 【(独)日本学生支援機構】
支援番号 16	国の高等教育修学支援制度 (授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給)	
対象	新型コロナの影響で、生計維持者（父母等）の失職、倒産や災害等により、家計が急変した家庭の授業料を減免、給付型奨学金の支援を行います	
必要なもの	(独) 日本学生支援機構もしくは在学中の学校にご確認ください。	
手続き	申込案内などを在学中の学校から受け取り、必要書類を学校に提出するとともに、インターネットにて奨学金の申し込みを行ってください。	
申請期間	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）	
その他	2019年度に申し込みして対象外となった方、もしくは申し込めなかった方も支援対象になる可能性があります。	
問い合わせ	(独) 日本学生支援機構 奨学金相談センター 【☎0570-666-301】 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口	

新型コロナで家計が急変し、学費が厳しい		【文部科学省】 【(独)日本学生支援機構】
支援番号 17	国の貸与型奨学金 (緊急採用無利子・応急採用有利子)	
対象	新型コロナの影響で、生計維持者（父母等）の失職、倒産や災害等により、家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に奨学金の貸付を行います	
対象	大学、短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒で、学修意欲がある方	
必要なもの	(独) 日本学生支援機構もしくは在学中の学校にご確認ください。	
手続き	申込案内などを在学中の学校から受け取り、必要書類を学校に提出するとともに、インターネットにて奨学金の申し込みを行ってください。	
申請期間	随時	
その他	世帯収入等の基準を満たす場合、自分のアルバイトなどの収入が減ったため新たに支援を受けたい人や 2019年度に申し込めなかった方も申し込むことができます。 既に貸与奨学金を利用中の方でも、さらに支援が必要であれば、利用額を増額することができます。（貸与上限額あり）	
問い合わせ	(独) 日本学生支援機構 奨学金相談センター 【☎0570-666-301】 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口	

支援番号 18	国民健康保険税の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響) 1 新型コロナにより、主たる生計維持者（世帯主）が死亡または重篤な傷病を負った世帯に対しては、国保税の全部を免除します。 2 新型コロナにより、主たる生計維持者（世帯主）の事業収入の減少が見込まれる世帯は、減少した所得により減免額を算出します。 3 倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職（特定理由離職者）された方の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、国保税の減免を行う必要がある場合には、前年の所得金額により減免額を算出します。 ※提出書類「特例対象保険者等申出書」「雇用保険受給者資格者証」
対象	1 新型コロナにより、主たる生計維持者（世帯主）が死亡または重篤な傷病を負った世帯 2 新型コロナの影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③のいずれにも該当する世帯 ①主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ②主たる生計維持者の前年の総所得金額の合計額が1,000万円以下であること ③主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること ※「事業収入等」とは事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入をいいます。 ※①の条件を満たす場合であっても、当該事業収入の前年の所得が0円以下の場合は減免の対象となりません。
必要なもの	市税等減免申請書、収入明細書、前年の収入状況および今年の収入の減少がわかる書類
手続き	申請書に必要書類を添付し税務課に提出してください（郵送可）。内容を確認し、減免の許可・不許可や減免する金額を審査します。
申請期間	令和3年3月31日まで ※この制度以外の減免制度は、原則として納期限前7日までです。
その他	【対象となる期間】納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日まで
問い合わせ	税務課 【☎0772-69-0180】

収入減少により所得が国民年金保険料免除基準額まで下がった		【日本年金機構】 【市】
支援番号 19	国民年金保険料の免除、納付猶予申請 新型コロナの影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料免除基準相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となります。	
対象	以下の①および②のいずれも満たす方 ①新型コロナの影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナの影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ②所得が国民年金保険料免除基準適用相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免基準適用相当になることが見込まれる方。	
必要なもの	①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））	
手続き	保険事業課、各市民局（峰山を除く）、年金事務所へ申請書を提出してください。 ※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 ※新型コロナ感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。	
その他	【申請の対象となる期間】 令和元年度分・・・令和2年2月分～6月分 令和2年度分・・・令和2年7月分～令和3年6月分 ※令和元年度分と令和2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書が2枚必要となります）	
問い合わせ	ねんきん加入者ダイヤル【☎0570-003-004】 日本年金機構 舞鶴年金事務所【☎0773-78-1165】 保険事業課【☎0772-69-0220】	

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

収入減少により所得が学生納付特例基準額まで下がった		【日本年金機構】 【市】
支援番号 20	国民年金保険料の学生納付特例 新型コロナの影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が学生納付特例基準相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。	
対象	以下の①および②のいずれも満たす方 ①新型コロナの影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナの影響により業務が失われた等により収入が減少したこと ②所得が学生納付特例基準相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方	
必要なもの	①国民年金保険料学生納付特例申請書 ②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） ③学生証のコピー ※学生証等が発行遅延により添付できない場合でも申請書を提出していただけます。後日、学生証等の提出をお願いします。	
手続き	・申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 ・申請書は保険事業課、峰山を除く各市民局、年金事務所へ提出ください。 ※新型コロナ感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。	
その他	【申請の対象となる期間】 令和元年度分・・・令和2年2月分～3月分 令和2年度分・・・令和2年4月分～令和3年3月分 ※令和元年度分と令和2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書が2枚必要となります）	
問い合わせ	ねんきん加入者ダイヤル【☎0570-003-004】 日本年金機構 舞鶴年金事務所【☎0773-78-1165】 保険事業課【☎0772-69-0220】	

新型コロナにより4日以上療養した		【市】
支援番号 21	国民健康保険傷病手当金支給制度 国民健康保険加入者で被用者である方が、新型コロナに感染し、その療養のために4日以上労務できない場合、傷病手当金を支給します。 【傷病手当金】 新型コロナに感染または発熱等の症状により感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなかった時、働けなくなった日から3日を経過した日以降の働く予定であった日について支給。 【傷病手当金の額】 1日につき、傷病手当金の支給を受ける日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する金額（上限あり）。 【対象期間】 令和2年1月1日～12月31日 （入院が継続する場合は最長で1年6カ月まで）	
対象	給与等の支払を受けている国民健康保険加入者	
必要なもの	国民健康保険傷病手当金支給申請書 （世帯主記入用申請書に、被保険者、事業主、医療機関記入用申請書を添付）	
手続き	保険事業課または各市民局（峰山を除く）窓口で申請してください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	保険事業課【☎0772-69-0220】	

個人

暮らしと仕事

子育て・教育

税金

国保・年金

相談

世帯主が新型コロナの影響を受けた場合に保険料を減免

【京都府後期高齢者医療広域連合】
【市】

支援番号

22

後期高齢者医療保険料減免制度
(新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)

新型コロナにより、後期高齢者医療保険加入者の属する世帯の世帯主が死亡又は重篤な疾病を負ったり、事業収入等の減少が見込まれる方の保険料を減免します。

(令和元年度と令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されているもの)

①新型コロナにより、後期高齢者医療保険加入者の属する世帯の世帯主が死亡又は重篤な疾病を負った方

◇減免額

保険料額の全額

②新型コロナにより、後期高齢者医療保険加入者の属する世帯の世帯主の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれる場合

◇減免額

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯主の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$$

$$(A \times B / C) \quad (D)$$

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$

A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C：被保険者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

必要なもの

①申請書 ②収入減少の理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への休業又は廃業の届出書の写し、入院証明書等） ③収入金額のわかるもの ④被保険者証

手続き

保険事業課または峰山を除く各市民局で申請してください。

申請期間

原則令和3年3月31日まで

問い合わせ

保険事業課 【☎0772-69-0220】

京都府広域高齢者医療広域連合 業務課 【☎075-344-1219】

新型コロナにより4日以上療養した	【京都府後期高齢者医療広域連合】 【市】
支援番号 23	後期高齢者医療傷病手当金支給制度 京都府後期高齢者医療保険加入者で被用者である方が、新型コロナに感染し、その療養のために4日以上労務できない場合、傷病手当金を支給します。 【傷病手当金】 新型コロナに感染しまたは発熱等の症状により感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなかった時、働けなくなった日から3日を経過した日以降の働く予定であった日について支給。 【傷病手当金の額】 1日につき、傷病手当金の支給を受ける日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する金額（上限あり）。 【対象期間】 令和2年1月1日～9月30日 （入院が継続する場合は最長で1年6カ月まで）
対象	給与等の支払を受けている後期高齢者医療保険加入者
必要なもの	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書 （被保険者記入用および事業主記入用、医療機関記入用申請書を添付）
手続き	保険事業課または各市民局（峰山を除く）窓口で申請してください。
申請期間	随時
問い合わせ	保険事業課 【☎0772-69-0220】 京都府広域高齢者医療広域連合 業務課 【☎075-344-1219】

生活や仕事で困っているので相談したい		【市】
支援番号 24	くらしとしごとの総合相談支援窓口 (個人向け) 「寄り添い支援総合サポートセンター」は、消費生活相談を含めた、様々な生活や仕事に関する相談ができる「総合相談支援窓口」です。 今般の新型コロナの感染拡大に伴う事業所等の休業等により、収入の減少でお困りの方の生活や仕事の相談に対しても、様々な制度の案内や必要に応じて個別支援計画を作成し、制度利用の支援を実施しています。	
対象	市内在住の方	
必要なもの	相談内容によって違いがあるため、ご相談時にお伝えします。	
手続き	まず、電話・ファックス・電子メール・LINEにてご相談ください。 (現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小していますので、ご協力をお願いします。)	
申請期間	随時	
その他	1. 相談時間は市役所の開庁日の9時～17時です。 ※どうしても時間外等に相談したい場合は、事前にご連絡ください。 2. LINE相談については右のQRコードを読み取り、「京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター」を友達追加してからご相談ください。	
問い合わせ	寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課） 【☎0120-125-294】 【ファックス：0772-62-5020】 【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】	



5,000円の旅行券が2,500円で購入でき、特典もつきます		【市】 【京丹後市観光公社】
支援番号 25	京丹後ふるさと旅行券 キャンペーン～冬旅～ 第2弾 市内宿泊施設で使える5,000円の旅行券がコンビニで2,500円で購入でき、更に利用者にガソリン券かタクシー券、または久美浜かきがメインの「お楽しみ海産物」をプレゼントします	
対象	・市内のお宿で宿泊される方（市民・市民以外不問） ・キャンペーン参加施設（市内の宿泊施設）	
必要なもの	【取扱店(宿泊施設)】京丹後市観光公社へお申し込みください 【旅行券購入者】なし	
手続き	【取扱店(宿泊施設)】申込時にお渡しする取扱マニュアルをご参照下さい 【旅行券購入者】ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、ミニストップに設置された発券機で旅行券を購入し、取扱店へ宿泊予約をする（※取扱店一覧は観光公社HPで公開）	
申請期間	【取扱店(宿泊施設)】募集は既に締め切っていますが、追加を希望される場合は京丹後市観光公社にお問合せください 【旅行券購入者】旅行券の発売は令和2年10月12日からコンビニで開始 旅行券が使用できるのは令和2年11月6日～令和3年3月20日の宿泊	
その他	・ガソリン券、タクシー券、久美浜かき等の特典内容は、旅行券の購入枚数により異なります ・旅行券の発券枚数は10,000枚で売切れ次第終了します ・1泊につき1人2枚まで、連泊の場合は最大3泊までご利用いただけます	
問い合わせ	京丹後市観光公社 【☎0772-72-6070】	

文化活動の継続が困難		【京都府】
支援番号 26	京都府文化活動継続支援補助金 (第2期分) 文化活動の企画・制作・実施等に関わる費用の一部を補助します。 ・ 京都の文化を国内外に発信する活動 ・ 伝統的な文化の継承や新たに創造に資すると見込まれる活動 ・ 次代の社会を担う子どもや青少年を対象とした文化に関する活動 ・ その他京都府知事が必要と認める活動 補助額は対象経費から市町村等の補助金を減じた額2/3以内（上限20万円）	
対象	以下の全てに該当する方 ・ 住所または活動の拠点が京都府内にある個人または団体（法人格の有無は問いませんが、団体としての体裁を証するものが必要） ・ 文化活動の実績があり、現に行っていること。今後も京都府を拠点に活動を継続する意思のあること ・ 新型コロナの拡大により、展覧会や公演等活動機会が失われるなど、今後の文化活動継続が困難になっていること	
必要なもの	・ 補助金交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 事業収支予算書 ・ 口座振替依頼書 ・ 文化活動の実績が分かる資料 ・ 新型コロナにより、文化活動を自粛・縮小したことが分かる資料 ・ 事業の内容が分かる資料	
手続き	必要書類を京都府文化芸術関係者支援窓口 に郵送またはEメール（soudan.bungei@pref.kyoto.lg.jp）により提出してください。 詳しくは『京都府文化芸術関係者支援相談窓口』で検索してください。	
申請期間	令和2年7月16日～10月15日 (第3期は令和3年1月15日 締切予定)	
問い合わせ	京都府文化芸術関係者支援窓口 【☎075-414-5549】	

収入減少があった場合に市税の徴収を猶予します2		【市】
支援番号 27	市税等の徴収の猶予の「特例制度」、 換価の猶予 原則として1年以内の猶予を受けることができます。なお、猶予の許可を受けた市税等は、猶予期間中に納付する必要があります。 ※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があるときは、申請により通常の猶予制度に切り替えて猶予期間の延長が認められる場合があります。 ※すでに滞納となっている税金について、一時に納付することが困難な場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構丹後地方事務所（電話0772-68-1041）にご相談ください。	
対象	新型コロナの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けられる場合があります。 特例制度は、担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わず）が対象となります。 ①令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に 係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。（「一時に納付し、または納入を行うことが困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。） 令和2年2月1日～令和3年2月1日に納期限が到来する市・府民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。	
必要なもの	・徴収の猶予の申請書 ・財産目録（資産および負債） ・その他、事実を証する書類	
手続き	徴収猶予申請書に必要書類を添付し税務課に提出してください。※郵送可 提出された書類の内容を確認し猶予の許可・不許可や猶予する金額や期間 について審査します。	
申請期間	原則納期限まで	
問い合わせ	税務課【☎0772-69-0180】	

上下水道料の支払いが厳しい		【市】
支援番号 28	上下水道料金等の支払猶予	
対象	新型コロナの影響により収入が減少し、一時的に上下水道料金等の支払いが困難な方	
手続き	お電話でご相談ください。 ※感染防止の観点から、電話相談のみとさせていただきます。	
問い合わせ	経営企画整備課【☎0772-69-0550】	

京丹後市新型コロナウイルス対策 内需拡大等促進事業補助金

支援番号

29

新型コロナ対策として行う取組、新商品・新サービス・販路開拓、市内外への需要拡大等の取組、生産・販売・提供までの新たな供給体制を構築する取組を補助します

対象事業費	補助率
30万円以下の部分	10/10
30万円を超え、75万円以下の部分	2/3
75万円超えの部分	1/2

※補助上限額は100万円。ただし、他の補助金と併用の場合、上限額は70万円（中小企業（小規模を除く）の場合は60万円）。

対象

- ・市内の農林水産業者
- ・農林水産業者等が組織する団体
- ・市内の中小企業者等（小規模事業者、中小企業者、中小企業を構成員とする団体）、個人事業主
- ・市内の2事業者以上の連携グループ

必要なもの

申請書等

手続き

【農林水産業者】申請書ほか添付書類を農業振興課若しくは海業水産課、農林整備課に提出
【中小企業者等】申請書ほか添付書類を商工振興課に提出

申請期間

令和2年12月28日まで

その他

令和2年4月1日以降の取組が対象

問い合わせ

農業振興課【☎0772-69-0410】、農林整備課【☎0772-69-0430】
海業水産課【☎0772-69-0460】、商工振興課【☎0772-69-0440】

休業要請に協力したが給付金をもらっていない		【市】
支援番号 30	京丹後市休業要請対象事業者支援給付金 (拡充) ※対象施設に係る一部条件を改正 施設の数に応じた休業支援金を給付します 【中小企業・団体】20万円 【個人事業主】10万円	
対象	緊急事態措置に伴い、施設の休止等の要請等に協力いただいております、京丹後市から本給付金を受給されていない市内の対象施設を運営されている中小企業・団体及び個人事業主	
必要なもの	1.申請書 2.支払口座振替依頼書 3.緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことが確認できる書類 4.休業等の状況がわかる書類 5.誓約書 6.京都府休業要請対象事業者支援給付金の支払通知書（写し） ※京都府から受給していない場合は不要	
手続き	申請書および添付資料を市に提出してください	
申請期間	令和2年10月30日まで	
その他	※対象施設に係る条件の一部改正について ①ホテル又は旅館「集会の用に供する部分に限る」条件を削除 ②食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋） 通常営業時間に関わらず、終日休業した場合も新たに給付対象とする	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

休業要請対象事業者支援給付金を申請した方の固定資産税を全額補助		【市】
支援番号 31	京丹後市休業要請協力事業者 固定資産税免除補助金 事業用資産の令和2年度固定資産税第1期分（令和2年6月1日）納期限）相当額を補助金として交付します	
対象	京都府休業要請対象事業者支援給付金および京丹後市休業要請対象事業者支援給付金の対象事業者	
必要なもの	補助金申請書・令和2年度固定資産税課税明細書の写し・令和2年度償却資産申告書の写し・償却資産細目一覧表の写し	
手続き	申請書および添付資料を市に提出してください （対象となりうる方に個別にご案内しています）	
申請期間	令和2年11月30日まで	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

売上が昨年同月比50%以上減少した		【経済産業省】
支援番号 32	持続化給付金 注目 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付額の計算】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月） ※月間事業収入が前年同月比50%以上減少となる月を任意で選択(対象月) 対象月は、令和2年1月から12月までの間で事業者が選択した月とする。 ただし、法人は200万円、個人事業者等は100万円が上限	
対象	中堅・中小企業、小規模事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、フリーランスを含む個人事業者等で、新型コロナの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	
必要なもの	2019年（法人は前事業年度）の確定申告書類、売上減となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写し（個人事業主）	
手続き	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請	
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日 24時	
問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター【☎0120-115-570】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

売上が昨年同月比30%～50%減少した		【市】
支援番号 33	京丹後市事業継続支援特別給付金 感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します 【給付額の計算】 前年の総売上－（前年同月比▲30%以上～▲50%未満の売上×12カ月） ※中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円が上限	
対象	新型コロナの影響により、売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者	
必要なもの	2019年確定申告書の控え、2020年の売上帳等、個人が確認できる公的証明（免許証、マイナンバーカード、パスポート等）、法人の場合は法人番号が確認できるものなど	
手続き	申請書および添付資料を市に提出してください。	
申請期間	令和3年1月15日まで	
その他	国の持続化給付金との併用はできません。	
問い合わせ	農業振興課【☎0772-69-0410】、農林整備課【☎0772-69-0430】 海業水産課【☎0772-69-0460】、商工振興課【☎0772-69-0440】	

売上が減少し店舗の家賃支払いが厳しい		【経済産業省】													
支援番号 34	家賃支援給付金 5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の地代、家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します 【給付額】 申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍 <table><tr><td></td><td>支払賃料 （月額）</td><td>納付額 （月額）</td></tr><tr><td rowspan="2">法人</td><td>75万円以下</td><td>支払賃料×2/3</td></tr><tr><td>75万円超</td><td>50万円＋【75万円の超過分×1/3】 ※ただし100万円（月額）が上限</td></tr><tr><td rowspan="2">個人事業者</td><td>37.5万円以下</td><td>支払賃料×2/3</td></tr><tr><td>37.5万円超</td><td>25万円＋【37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし50万円（月額）が上限</td></tr></table>			支払賃料 （月額）	納付額 （月額）	法人	75万円以下	支払賃料×2/3	75万円超	50万円＋【75万円の超過分×1/3】 ※ただし100万円（月額）が上限	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3	37.5万円超	25万円＋【37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし50万円（月額）が上限
		支払賃料 （月額）	納付額 （月額）												
	法人	75万円以下	支払賃料×2/3												
		75万円超	50万円＋【75万円の超過分×1/3】 ※ただし100万円（月額）が上限												
	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3												
37.5万円超		25万円＋【37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし50万円（月額）が上限													
対象	①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（会社以外の法人も含む） ②令和2年5月～12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上であること ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること														
必要なもの	2019年（法人は前事業年度）の確定申告書類、売上減となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写し（個人事業主）、賃貸契約書の写し、申請日直前3ヵ月間の賃料の支払実績を証明する書類の写し ※詳細は家賃支援給付金の申請用ホームページでご確認ください。														
手続き	家賃支援給付金の申請用ホームページからの電子申請														
申請期間	令和2年7月14日～令和3年1月15日 24時														
問い合わせ	家賃支援給付金コールセンター【☎0120-653-930】 商工振興課【☎0772-69-0440】														

売上が減少し店舗の家賃支払いが厳しい		【市】
支援番号 35	京丹後市中小企業等 緊急支援家賃補助金 5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の地代、家賃（賃料）の負担を軽減する補助金を交付します。 【補助金の額】以下の算定式により算出します。 $\ll \text{申請時の直近1カ月以内に支払った賃料等の額} \times \frac{1}{3} \times 6 \gg$ ※ただし、「申請時の直近1カ月以内に支払った賃料等の額 $\times \frac{1}{3}$」は、24,000円を上限とします。	
対象	①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（会社以外の法人も含む） ②新型コロナの影響により、令和2年5月～12月の1ヵ月間の売上が、前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者	
必要なもの	2019年確定申告書の控え、2020年の売上帳等の写し、賃貸契約書の写し、申請日直前3ヵ月間の賃料等の支払実績を証明できる書類の写し 等	
手続き	申請書および添付資料を市に提出してください。	
申請期間	令和3年2月26日まで	
その他	国の家賃支援給付金との併用はできません。	
問い合わせ	商工振興課 【☎0772-69-0440】	

新しい生活様式を实践して事業を再出発したい		【京都府】
支援番号 36	中小企業者等事業再出発支援補助金 「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組、業務改善や売上向上に繋がる取組に必要な経費を補助します ※令和2年4月1日～9月30日の間に実施した事業が対象 【補助率】10/10（上限10万円）	
対象	市内中小企業、小規模事業者等	
必要なもの	お問い合わせください	
手続き	お問い合わせください	
申請期間	令和2年10月16日まで	
その他	新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金①「中小企業者等緊急応援補助金」との併用可。	
問い合わせ	京都府事業再出発支援補助金センター 【☎075-748-0303】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

新しい生活様式を实践して事業を再出発したい		【京都府】
支援番号 37	新型コロナウイルス対策 企業等緊急応援補助金① 「中小企業等緊急応援補助金」「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組、業務改善や売上向上に繋がる取組に必要な経費を補助します ※令和2年4月1日～9月30日の間に実施した事業が対象 【補助率】小規模事業者：2/3（上限20万円） 中小企業：1/2（上限30万円）	
対象	市内中小企業、小規模事業者等	
必要なもの	お問い合わせください	
手続き	お問い合わせください	
申請期間	令和2年10月16日まで	
その他	「中小企業者等再出発支援補助金」との併用可。	
問い合わせ	京都府事業再出発支援補助金センター 【☎075-748-0303】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

従業員に休んでもらった

【厚生労働省】

雇用調整助成金（特例措置）、 緊急雇用安定助成金

新型コロナの影響を受ける事業者が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成します。

支援番号

38

特例期間：令和2年4月1日～12月31日

●国の助成率：中小企業4/5以上、大企業2/3以上

※解雇を伴わない場合は中小企業10/10、大企業3/4

※上限額：15,000円（教育訓練加算額を除く）

※教育訓練を実施した場合は、助成金の加算があります。

中小企業2,400円、大企業1,800円

6月12日発表の更なる拡充（4月1日を含む判定基礎期間まで遡及）

①支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

・追加支給の手続きは「不要」です。

・差額（追加支給分）も含めて支給されます。

②すでに支給決定された事業主の方

・追加支給の手続きは「不要」です。

・差額（追加支給分）は後日支給されます。（7月以降順次）

対象

新型コロナの影響を受ける雇用主（農林水産業含む）

必要なもの

【支給申請必要な書類(休業)（従業員が概ね20人以下の小規模事業主）】

①休業実績一覧表

②支給申請書

③支給要件確認申立書

④比較した月の売上などがわかる書類

⑤休業させた日や時間が分かる書類

⑥休業手当や賃金の額がわかる書類

⑦役員名簿（生年月日が入っているもの）

⑧通帳またはキャッシュカードのコピー（初回のみ）

※中小企業や教育訓練を実施した場合は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
ハローワーク峰山へお問い合わせください。

手続き

上記の書類を揃えてハローワーク峰山へ提出してください。

申請期間

支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

その他

京丹後市による追加補助制度あり（次ページ参照）

問い合わせ

ハローワーク峰山 【☎0772-62-8609】

国の雇用調整助成金に上乗せ助成します		【市】
支援番号 39	京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金 国の助成金（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）（前ページ参照）の支給決定を受けた中小企業雇用主に対し、休業手当や賃金の一部を国の助成金に上乗せして助成します。 【助成額】 基準賃金額（平均賃金額×休業手当等支払い率）から国の助成金を控除した額 ※国と市の助成金の合計額 18,750円が上限（令和2年6月12日時点）	
対象	国の助成金（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）の支給決定を受けた中小企業雇用主（農林水産業含む）	
必要なもの	【申請書】 中小企業緊急雇用調整助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） 【確認書類】 ・国の助成金支給決定通知書の写し ・国の助成金支給申請書の写し ・国の助成金助成額算定書の写し ・労使間の協定書（休業協定書）の写し ・その他（京丹後市外に勤務する従業員も含まれている場合に、京丹後市内の事業所に勤務する従業員数および休業日数が分かる資料）等	
手続き	国の雇用調整助成金等の支給決定通知を受けたのち、上記の書類をそろえて京丹後市へ提出してください。※郵送可	
申請期間	国の雇用調整助成金等の支給決定通知を受けたのち、速やかに申請してください。	
問い合わせ	商工振興課 【☎0772-69-0440】 農業振興課 【☎0772-69-0410】	

雇用調整助成金の教育訓練を行いたい		【市】
支援番号 40	雇用調整助成金教育訓練実施支援 ①雇用調整助成金の教育訓練に活用可能な映像教材（DVD）を業界団体に無償貸与 ②インターネット回線を活用したセミナーをオンデマンド形式で配信	
対象	雇用調整助成金の教育訓練を実施する事業者	
必要なもの	特になし	
手続き	①各業界団体にご連絡ください。 ②申請書を商工振興課へ提出してください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	商工振興課 【☎0772-69-0440】	

休業手当の支給がされない場合は？		【厚生労働省】
支援番号 41	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 新型コロナウイルスの影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対して給付金を支給します。	
対象	【給付対象者】以下2つの条件に当てはまる方 ①令和2年4月1日～12月31日の間に、事業主の指示により休業した中小企業の労働者 ②①の休業に対する休業手当を受けることができない(できなかった)方	
必要なもの	①申請書 ②支給要件確認書 ③本人確認書類 ④口座確認書類 ⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの ※①②については厚生労働省HPに様式あり	
手続き	【郵送申請】上記①～⑤の書類を下記宛先に郵送 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 【オンライン申請】※準備中（厚生労働省HPにて案内）	
申請期間	令和2年4月～9月休業分：令和2年12月31日まで 令和2年10月～12月休業分：令和3年3月31日まで	
	休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給 雇用保険未加入で昼間学生のアパートの方も給付対象 複数の事業所での休業についても申請可能（但し、まとめて申請）	
問い合わせ	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 【☎0120-221-276】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

小学校が臨時休業となったため従業員に休暇を取得させた		【厚生労働省】
支援番号 42	小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)	
	労働者の休暇中に支払った賃金相当額×10/10（日額上限：8,330円） ※令和2年4月1日以降に取得した休暇は日額上限15,000円 ※適用日：令和2年2月27日～9月30日に取得した休暇	
対象	下記①または②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者（正規・非正規を問わない）に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の休暇を取得させた事業主 ①新型コロナに関する対応として臨時休業等した諸学校等に通う子ども ②感染等の理由により、小学校等を休むことが必要な子ども	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	令和2年 12月28日まで	
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談 コールセンター【☎0120-60-3999】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

小学校が臨時休業となり、子どもを世話するため休業した		【厚生労働省】
支援番号 43	小学校等の臨時休業に対応する 保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	
	就業できなかった日について、1日当たり4,100円を支給（定額） ※令和2年4月1日以降に取得した休暇は、1日あたり7,500円（定額） ※適用日：令和2年2月27日～9月30日	
対象	下記①または②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者で、一定の要件を満たす方 ①新型コロナに関する対応として臨時休業等した諸学校等に通う子ども ②新型コロナに感染した等の理由により、小学校等を休むことが必要な子ども 【一定の要件】 ・個人で就業する予定であった場合 ・業務委託契約等に基づく業務遂行に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	令和2年 12月28日まで	
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談 コールセンター【☎0120-60-3999】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

持続化給付金・雇用調整助成金の支給までの間つなぎで貸し付けます		【市】
支援番号 44	京丹後市新型コロナウイルス対策 事業継続支援資金貸付制度	
	(1)貸付額 ①持続化給付金の交付申請額の範囲内 ②雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の交付申請月額範囲内 ※貸付限度額100万円(1万円未満は切り捨て) ※無利子・無担保・無保証 ※貸付申請書を受理後3日以内に貸付 (2)返済等 ①持続化給付金の支給があった日から30日以内 ②雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の最終支給日から30日以内 ※状況に応じ、貸付日から最大6か月間返済を猶予	
対象	国の持続化給付金・雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金のいずれかを申請している、市内に事業所を有する商工業者等	
必要なもの	①国の助成金の申請書類の写し又は、持続化給付金を申請したことが確認できる資料等 ②誓約書 ③市内で事業を営んでいることが証明でき、事業主又は法人等の代表者であることが確認できる書類の写し（確定申告書の写し・履歴全部事項証明書・許認可証等） ④本人確認書類の写し（マイナンバーカード・パスポート・運転免許証等） ⑤振込口座通帳の写し	
手続き	「京丹後市事業継続支援資金借入申込書」に必要書類を添えて、商工振興課又は各市民局の窓口提出してください（郵送可）	
申請期間	令和3年1月29日まで	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

信用保証料を全額補助します		【市】
支援番号 45	京丹後市信用保証料補助制度の拡充	
	京都信用保証協会の保証による借入時（令和2年2月6日から令和3年1月31日までに実行された融資）の信用保証料に対する補助 【補助率】100%（上限：年額40万円）	
対象	市内中小企業・小規模事業者（京都府中小企業融資制度、政府系金融機関の融資制度、京丹後市商工業振興融資制度に基づく融資を受ける者）	
必要なもの	印鑑、金融機関の通帳	
手続き	申請書に借り入れた金融機関からの証明を受け、申請書を商工振興課に提出してください。	
申請期間	令和3年3月31日まで	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

新規融資の借入利率の0.46%を補給します		【市】
支援番号 46	京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給 令和2年1月29日～令和3年1月31日までの新規融資の借入利率のうち0.46% 上限：年額100万円 ※初回の利子支払月から起算して36月分まで	
対象	市内中小企業・小規模事業者（京都府中小企業融資制度、政府系金融機関の融資制度、京丹後市商工業振興融資制度に基づく融資を受ける者）	
必要なもの	申請書、承諾書兼手数料口座振替依頼書、印鑑、融資を受けた先の金融機関の通帳	
手続き	【一般金融機関】 「申請書」および「承諾書兼手数料口座振替依頼書」を市に提出 【政府系金融機関】 「申請書」を商工振興課に提出してください。	
申請期間	令和3年1月4日～令和3年2月1日	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

運転資金および設備資金に対する融資		【京都府】
支援番号 47	新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証） 運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：1.2%	
対象	直近1カ月の売上高が前年同月比▲10%の事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	随時	
その他	京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。	
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工振興課【☎0772-69-0440】	

運転資金および設備資金に対する制度融資		【京都府】
支援番号 48	災害対策緊急資金 （セーフティネット4号保証） 運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う京都府または市の制度融資 【例】 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：0.9%	
対象	1年以上継続して事業を行っており、直近1カ月の売上高が前年同月比▲20%、かつその後2カ月を含む3カ月の売上高が前年同期▲20%となることが見込まれる事業者	
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明	
手続き	専用の認定申請書を商工振興課へ2部提出してください。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）	
申請期間	令和2年2月18日～12月1日 （期間については3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます）	
その他	要件確認のため市町村の認定が必要 ※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。53番の適用が受けられる場合もあります。	
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

運転資金および設備資金に対する制度融資		【京都府】
支援番号 49	新型コロナウイルス対応緊急資金 （セーフティネット5号保証） 運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う京都府または市の制度融資 【例】 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：1.2%	
対象	直近3カ月の売上高（見込み額でも可）が、前年同月比▲5%の事業者 ※業種指定あり（738業種が対象（4月23日現在）、指定業種は、経済産業省中小企業庁のホームページでご確認ください。）	
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明	
手続き	専用の認定申請書を商工振興課へ2部提出してください。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）	
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月31日（全業種対象）	
その他	要件確認のため市町村の認定が必要 ※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。53番の適用が受けられる場合もあります。	
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

公の制度融資を受けたい		【京都府】
支援番号 50	あんしん借換資金（危機関連枠） 運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う京都府または市の制度融資 （例） 融資限度額：普通保証・セーフティネット保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：新規1.1%、借換1.7% ・要件確認のため市町村の認定が必要。 ※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。	
対象	直近1カ月の売上高が前年同月比▲15%、かつその後2カ月を含む3カ月の売上高が前年同期▲15%となることが見込まれる事業者	
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明	
手続き	専用の認定申請書を京丹後市役所商工振興課へ1部提出してください。（認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）	
申請期間	令和2年2月1日～令和3年1月31日（期間内に融資実行までを要す）	
その他	53番の適用が受けられる場合もあります。	
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工振興課【☎0772-69-0440】	

無利子で利子補給を受けたい		【京都府】
支援番号 51	信用保証付き融資における 保証料・利子減免 民間金融機関からの融資について、信用保証料の減免および実質無利子となる利子補給を実施します。 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） →売上高前年同月比▲5%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ ②小・中規模事業者（①を除く） →売上高前年同月比▲5%以上で保証料1/2 →売上高前年同月比▲15%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ 【融資上限】 4千万円 【担保】 無担保 【据置期間】 5年以内 【金利補給期間】 当初3年間（4年目以降は制度融資の所定金利） ※信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換えが可能。	
対象	セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件に該当する事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 中小企業金融・給付金相談窓口【☎0570-783183】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

融資を受けたい		【日本政策金融公庫】
支援番号 52	新型コロナウイルス感染症特別貸付 運転資金・設備資金に対する融資 融資限度額：中小企業6億円、国民事業8千万円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：中小企業1.11%（当初3年は0.21%） 国民事業1.36%（当初3年は0.46%） ※支援番号57〔特別利子補給制度〕との併用により、実質的な無利子化が可能	
対象	直近1カ月の売上高が前年または前々年同月比▲5%の事業者（前年の実績がない事業者でも過去3カ月比等で適用可能）	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	お問い合わせください。	
問い合わせ	日本政策金融公庫 舞鶴支店 【☎0773-75-2211】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

融資を受けたい		【日本政策金融公庫】
支援番号 53	新型コロナウイルス対策マル経融資 運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：1千万円（通常分と別枠） 融資期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 利率：1.21%（当初3年は0.31%） ※支援番号57〔特別利子補給制度〕との併用により、実質的な無利子化が可能	
対象	直近1カ月の売上高が前年同月比▲5%の小規模事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	お問い合わせください。	
問い合わせ	京丹後市商工会 【☎0772-62-0342】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

融資を受けたい		【商工組合中央金庫】
支援番号 54	(商工組合中央金庫による) 危機対応融資 運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：6億円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：1.11%（当初3年は0.21%） ※支援番号59〔特別利子補給制度〕との併用により実質的な無利子化が可能	
対象	直近1カ月の売上高が前年同月比▲5%の小規模事業者 （前年の実績がない事業者でも過去3カ月比等で適用可能）	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	お問い合わせください。	
問い合わせ	商工組合中央金庫 京都支店 【☎075-361-1120】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

実質無利子となる利子補給を受けたい		【日本政策金融公庫】
支援番号 55	特別利子補給制度（実質無利子） 上記要件を満たす事業者に対して実質無利子となる利子補給を実施 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限： （日本政策金融公庫等）中小事業2億円、国民事業4千万円 （商工中金）危機対応融資2億円 ※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った方について、対象者となる条件を満たせば、遡及適用が可能。	
対象	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業主）：売上高15%以上減少 ③中小企業者：売上高20%以上減少	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口 【☎0570-783183】 ※平日・土日祝日9：00～17：00 商工振興課 【☎0772-669-0440】	

テレワーク導入のための補助を受けたい		【京都府】
支援番号 56	多様な働き方推進事業費補助金 テレワーク導入のための通信機器整備費等に対する補助 小規模事業者：2/3 上限50万円 中小企業：1/2 上限50万円 （企業グループは2/3 上限100万円） ※京都府の定める規定に基づき「子育て環境日本一に向けた職場作り行動宣言」の登録を行うことが必要です	
対象	市内中小企業・小規模事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	令和2年12月28日まで	
問い合わせ	京都産業21北部支援センター【0772-69-3675】 商工振興課【0772-69-0440】	

設備投資等に対する補助を受けたい		【経済産業省】
支援番号 57	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 新製品開発、サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等に対する補助金 小規模事業者：2/3 上限 原則1,000万円 中小企業：1/2 上限 原則1,000万円 ※コロナ対応の類型に応じて補助率の優遇、上乘せあり	
対象	市内中小企業・小規模事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	令和2年9月1日～11月26日	
問い合わせ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 【☎050-8880-4053】 商工振興課【☎0772-69-0440】	

販路開拓や業務効率化の取り組みに対する補助を受けたい		【日本商工会議所】
支援番号 58	小規模事業者持続化補助金 販路開拓や業務効率化の取り組みに必要な機器装置費、広報費、専門家謝金、委託費等に対する補助金 補助率：2/3、上限50万円（コロナ対応を行う場合は100万円） ※コロナ対応の類型に応じて補助率の優遇、上乘せあり	
対象	小規模事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	第3次締切：令和2年10月2日 第4次締切：令和3年2月5日	
問い合わせ	京丹後市商工会 【☎0772-62-0342】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

IT関連機器を導入したい		【経済産業省】
支援番号 59	IT導入補助金 ITツール導入により業務効率化を行うためのソフトウェア、導入関連経費に対する補助金 補助率：1/2（コロナ対応を行う場合は2/3）、上限30～450万円 ※コロナ対応の類型に応じて補助率の優遇、上乘せあり	
対象	市内中小企業・小規模事業者	
必要なもの	お問い合わせください。	
手続き	お問い合わせください。	
申請期間	令和2年7月10日まで ※上記申請期間以降も受付継続。以降年度内に複数回締切を設ける予定	
問い合わせ	（一社）サービスデザイン推進協議会 【☎0570-666-424】 商工振興課 【☎0772-69-0440】	

支援策の申請に関して専門の人に相談したい		【市】
支援番号 60	経営相談WEB窓口 (京丹後市オンライン相談センター) ・ 社会保険労務士を相談員とし、雇用調整助成金等の申請方法、雇用維持に関する相談をWeb会議システムZoomを使用して遠隔相談が可 ・ インターネット環境等がなく、事業所でできない場合は下記のオンライン相談センターで相談可 * 京丹後市商工会本所（峰山町杉谷） * 丹後地域地場産業振興センター（網野町網野） ※相談日以外には持続化給付金・家賃支援給付金・京丹後市事業継続支援特別給付金・京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金の申請支援を実施	
対象	市内事業者	
手続き	相談日の2日前までに問い合わせ先に予約（完全予約制）	
申請期間	6月上旬から当面の間	
問い合わせ	商工振興課【☎0772-69-0440】	

経営継続に向けた取組に対して補助を受けたい		【農林水産省】
支援番号 61	経営継続補助金 新型コロナの影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します 【補助率等】 ①経営継続に関する取組に要する経費 (機械装置等費、広報費・展示会等出展費、旅費、開発・取得費など) 補助率：3/4 補助上限額100万円 ②感染拡大防止の取組に要する経費 (消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用など) 補助率：定額 補助上限額50万円 ※補助上限額：単独申請の場合は、①+②となり、150万円。 グループ（共同）申請の場合は1,500万円となります。 「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」または「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要があります。	
対象	農林漁業者（個人・法人）※常時従業員数が20人以下 ・既に新型コロナの影響を受けているまたは今後影響が見込まれること。 ・国が指定した支援機関の支援を受けることが必要。	
必要なもの	農業者：JA京都（各地域JA窓口）または京都府農業会議へお問い合わせください。 林業者：京都府森林組合連合会へお問い合わせください。 漁業者：京都府漁業協同組合へお問い合わせください。	
手続き	農業者：JA京都（各地域JA窓口）または京都府農業会議へお問い合わせください。 林業者：京都府森林組合連合会へお問い合わせください。 漁業者：京都府漁業協同組合へお問い合わせください。	
申請期間	2次受付開始：1次受付分採択終了後	
問い合わせ	京都農業協同組合（各地域JA窓口） 京都府農業会議（京都府農業経営相談所）【☎075-417-6888】 京都府森林組合連合会【☎075-841-1030】 京都府漁業協同組合指導課【☎0773-77-2202】 農業振興課【☎0772-69-0410】 農林整備課【☎0772-69-0430】 海業水産課【☎0772-69-0460】	

資金繰りに困っている 長期資金の融資を受けたい		【日本政策金融公庫】
支援番号 64	農林漁業セーフティネット資金 新型コロナにより生じた一時的な影響に対し、緊急に対応するために必要な長期資金を融資します 利率：実質無利子（融資当初5年間（林業者は融資当初10年間）） 返済期間：10年以内（うち据置期間3年以内） 融資限度額：（一般）1,200万円以内	
対象	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織であって、新型コロナにより資金繰りに著しい支障を来しているまたは来す恐れのある方	
必要なもの	日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 融資課)へお問い合わせください。	
手続き	日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 融資課)へお問い合わせください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 【☎075-221-2147】 農業振興課 【☎0772-69-0410】	

(認定農業者) 経営改善のため長期低利資金の融資を受けたい		【日本政策金融公庫】
支援番号 65	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金) 認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を融資します 用途：農業経営改善計画の達成に必要な資金全般 （新型コロナの影響により必要なものに限る） 利率：実質無利子（融資当初5年間） 返済期間：25年以内（うち据置期間10年以内） 融資限度額：（個人）3億円 （法人）10億円	
対象	認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた方）であって、新型コロナにより経営に影響が生じている方	
必要なもの	日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 融資課)へお問い合わせください。	
手続き	日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 融資課)へお問い合わせください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 【☎075-221-2147】 農業振興課 【☎0772-69-0410】	

負債償還のための資金の長期低利融資を受けたい

【日本政策金融公庫】

支援番号 66	経営体育成強化資金 経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で融資します。 【使途】経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金（新型コロナウイルスにより必要なものに限る） 【利率】実質無利子（融資当初5年間） 【返済期間】25年以内（うち据置期間3～10年以内） 【融資限度額】（個人）1億5,000万円以内（法人・団体）5億円以内
対象	農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など）
必要なもの	日本政策金融公庫へお問い合わせください。
手続き	日本政策金融公庫へお問い合わせください。
申請期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 【☎075-221-2147】 農業振興課 【☎0772-69-0410】

経営改善に必要な資金融資を受けたい

【農林水産省】
【京都府】

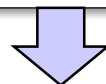
支援番号 67	農業近代化資金 経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。 【使途】計画等に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金（新型コロナウイルスにより必要なものに限る） ・農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得 ・果樹その他の永年性植物の植栽または育成、乳牛その他の家畜の購入または育成 ・農地または牧野の改良、造成または復旧 ・長期運転資金 ・農村環境整備資金 など 【利率】実質無利子（融資当初5年間） 【返済期間】資金使途に応じ7～20年以内（うち据置期間2～7年以内） 【融資限度額】農業を営む者（個人）1,800万円 （法人・団体）2億円
対象	農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）
必要なもの	京都府丹後広域振興局へお問い合わせください。
手続き	京都府丹後広域振興局へお問い合わせください。
申請期間	随時
問い合わせ	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 【☎0772-62-4315】 農業振興課 【☎0772-69-0410】

漁業経営改善に必要な資金融資を受けたい		【農林水産省】 【京都府】
支援番号 68	漁業近代化資金 経営改善に必要な実質無担保で長期かつ低利の施設資金等を融資します 使途：漁船の改造・建造または取得、漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成または取得 利率：実質無利子（融資当初5年間） 保証料は当初5年間免除（対象：5号資金） ※借入限度額は対象によって異なるためお問い合わせください。	
対象	漁業・水産加工業を営む個人または法人、漁業生産組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会等	
必要なもの	京都府信用漁業協同組合連合会へお問い合わせください。	
手続き	京都府信用漁業協同組合連合会へお問い合わせください。	
申請期間	随時	
問い合わせ	京都府信用漁業協同組合連合会 丹後支店 【☎0772-75-0144】 海業水産課 【☎0772-69-0460】	

(その他)

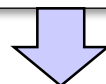
農林漁業者の方が活用できる下記の支援策は別項に掲載しています。

農業の新たな取り組みに対する補助を受けたい		【市】
支援番号 29	京丹後市新型コロナウイルス対策 内需拡大等促進事業補助金 新型コロナ対策として行う取組、新商品・新サービス・販路開拓、市内外への需要拡大等の取組、生産・販売・提供までの新たな供給体制を構築する取組に対し補助金を交付します（補助上限100万円）	
申請期間	令和2年12月28日まで ※9月議会での補正予算成立が前提となります。	



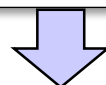
32ページ「支援番号29」をご覧ください。

売上が昨年同月比30%～50%減少した		【市】
支援番号 33	京丹後市事業継続支援特別給付金 感染症拡大で大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します	
申請期間	令和3年1月15日まで	



34ページ「支援番号33」をご覧ください。

国の雇用調整助成金に上乗せ助成します		【市】
支援番号 39	京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給に上乗せして助成します（国・市の助成金合計 18,750円が上限）	
申請期間	雇用調整助成金等の支給決定通知後、速やかに申請してください。	



40ページ「支援番号39」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症を予防するために！

新型コロナウイルス感染症は、秋冬にかけて再び流行が心配されています。引き続き感染予防対策を徹底し、ご自身と家族や大切な方を守りましょう。

感染予防の3つの基本

こまめな手洗い

手洗いは30秒かけて水と石けんで丁寧に洗う
帰宅後、食事前、調理前など

マスクの着用

外出時や屋内で会話をするとき、人との間隔が十分取れない場合は、症状がなくてもマスクを着用する

身体的距離の確保

人との間隔は、できるだけ2m
(最低1m)空ける



新型コロナウイルス感染症の 受診・相談の目安

医療機関に行く前に必ず電話相談を



比較的に軽い風邪症状が続く

息苦しさ、強いだるさ、高熱等強い症状のいずれかがある



- ・症状が4日以上続く方は**必ず**
- ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患、人工透析中、免疫抑制剤や抗がん剤使用中の方、妊婦は**すぐに**



すぐに相談

専門相談窓口(帰国者・接触者相談センター)へ！

京都府丹後保健所

Tel : 0772-62-4312 / 平日 8:30 ~ 17:15

京都府健康対策課

Tel : 075-414-4726 / 平日・土日祝 24 時間

インフルエンザ予防接種を受けましょう

健康推進課 Tel 0772-69-0350

秋冬には新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザの同時流行を防ぐことが必要です。

インフルエンザは、発熱、頭痛、喉の痛み、咳、鼻水、全身のだるさ、関節の痛みなど、新型コロナウイルス感染症と症状がよく似ています。

子ども(生後6カ月～小学校2年生)や高齢者、妊婦、免疫が弱っている方がインフルエンザに感染すると、肺炎や脳症、急性の心疾患等に発展し、重症化しやすいため、予防が大切です。

高齢者の方などにはインフルエンザ予防接種費用の助成があります。

【対象接種期間】

10月5日(月)～12月28日(月)

【インフルエンザ予防接種時期のご協力のお願い】

以下の日程はあくまで目安であり、必要な方が確実に接種できるようにご協力していただくものです。

10月5日(月)～

定期接種対象者である65歳以上の方、60歳以上65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸機能不全等の方

※上記以外の方は10月26日までお待ちください。

10月26日(月)～

左記の方を含む全ての方

※医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、子どもは、早めの接種をお勧めします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は「生活経済緊急支援室」へ！

感染予防や対策・支援制度・疑問・不安・要望等、なんでもご相談ください。

Tel : 0120-099-552 (平日8:30～17:15)

出前講座も受付中